

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）……………一
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（同）……………四

告示

- 不健全図書類の指定……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………五
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………五
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………六
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………（都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課）……………六
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………六
- 土地区画整理組合の理事の就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………七
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課）……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（同）……………七

規則

- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（東京都収用委員会）……………八
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（水道局）……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）……………二

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百五十五号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十二年度特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十二年九月二十七日二十二総行区第二百三十号総務局長決定）」を削り、「及び平成二十五年特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成二十五年特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付」を「及び平成二十六年特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十六年十月二十四日二十六総行区第九十二号総務局長決定）」により交付」に改め、同欄中3及び4を削り、5を3とし、6及び7を削り、8を4とし、9を5とし、10を6とし、11を7とし、12を8とし、同項数値の算定の方法の欄中「1から12まで」を「1から8まで」に改める。

第六条第五項の表投資的経費の部清掃費の項中「（建設費）」を削る。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・九四七」を「〇・九〇六」に、「〇・九六〇」を「〇・九五三」に、「一・〇四七」を「一・〇五五」に、「六・九二〇」を「八・二八三」に改め、同款(2)の項中「〇・四四九」を「〇・四九七」に、「一・〇一五」を「一・一一八」に改め、同表二の部1の款(1)の項中「一・三八六」を「一・三七八」

に、「一・一八六」を「一・一七五」に、「〇・八五〇」を「〇・八四六」に、「六五・二八六」を「六四・九三七」に、「三五・八八六」を「三五・六九二」に改める。
 附則第二項中「1044514」を「10147471」に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.535」を「0.517」に、「0.465」を「0.483」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.930」を「0.927」に、「0.070」を「0.073」に改め、同部老人福祉費の項中「0.951」を「0.953」に、「0.049」を「0.047」に改め、同部生活保護費の項中「0.910」を「0.934」に、「0.090」を「0.066」に改め、同部児童福祉費の項中「0.876」を「0.864」に、「0.124」を「0.136」に改め、同部国民健康保険事業助成費の項中「0.977」を「0.948」に、「0.023」を「0.052」に改め、同部後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.990」を「0.977」に、「0.010」を「0.023」に改め、同部衛生費の項中「0.799」を「0.804」に、「0.201」を「0.196」に改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0.525」を「0.588」に、「0.475」を「0.412」に改め、同部収集作業費の項中「0.832」を「0.836」に、「0.168」を「0.164」に改め、同部収集車両費の項中「0.824」を「0.851」に、「0.176」を「0.149」に改め、同部処理処分費の項中「0.933」を「0.922」に、「0.067」を「0.078」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.269」を「0.253」に、「0.731」を「0.747」に改め、同部産業経済費の項中「0.803」を「0.793」に、「0.197」を「0.207」に改め、同部土木費の款建築公費の項中「0.622」を「0.659」に、「0.378」を「0.341」に改め、同部都市整備費の項中「0.784」を「0.780」に、「0.216」を「0.220」に改め、同部道路橋りょう費の項中「0.305」を「0.121」に、「0.695」を「0.879」に改め、同部公園費の項中「0.643」を「0.585」に、「0.357」を「0.415」に改め、同部教育費の項中「0.528」を「0.555」に、「0.472」を「0.445」に、「0.691」を「0.723」に、「0.309」を「0.277」に改め、同部投資的経費の部教育費の項中「35,280人を超える数 0.500」を「35,280人を超える数 0.000」に、「35,280人に満たない数 0.500」を「35,280人に満たない数 1,000」に、「0.509」を「0.637」に、「0.491」を「0.363」に改め、別表第二経常的経費の部議会総務費の項中「0.023」を「0.020」に、「0.975」を「0.979」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,494」を「1,281」に、「0.862」を「0.882」に、「0.023」を「0.008」に、「0.996」を「0.999」に、「5,615」を

「4,796」に、「0.980」を「0.983」に改め、「平成24年法律第51号による改正前」を削り、同部老人福祉費の項中「0.876」を「0.878」に、「0.094」を「0.091」に、「20,184」を「19,636」に、「0.955」を「0.956」に改め、同部生活保護費の項中「1,315」を「1,337」に、「0.924」を「0.962」に、「0.311」を「0.334」に、「8,416」を「8,594」に、「0.425」を「0.441」に、「0.631」を「0.617」に、「0.135」を「0.153」に、「0.090」を「0.066」に改め、同部児童福祉費の項中「0.608」を「0.602」に、「0.371」を「0.377」に、「0.132」を「0.127」に、「0.896」を「0.899」に、「2,865」を「3,009」に、「0.877」を「0.880」に、「0.683」を「0.675」に、「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に、「0.958」を「0.956」に、「0.674」を「0.675」に、「17,098」を「19,788」に、「0.829」を「0.802」に、「0.888」を「0.855」に、「0.698」を「0.709」に改め、同部衛生費の項中「1,111」を「1,073」に、「0.943」を「0.945」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「2,382」を「2,079」に、「0.919」を「0.929」に、「平成21年」を「平成24年」に改め、同部収集車両費の項中「2,382」を「2,079」に、「0.919」を「0.929」に改め、同部土木費の款建築公費の項中「5,319」を「5,089」に、「0.975」を「0.976」に、「0.188」を「0.152」に、「0.850」を「0.880」に改め、同部道路橋りょう費の項中「1,312」を「1,576」に、「0.733」を「0.679」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1,626」を「1,620」に、「0.700」を「0.702」に改め、同部中学校費の項中「2,597」を「2,613」に、「0.527」を「0.525」に改め、同部その他の教育費の項中「5,22」を「5,53」に、「1,800」を「1,919」に、「0.910」を「0.865」に改め、同部投資的経費の部土木費の項中「10,100」を「10,996」に、「36」を「35」に、「31」を「30」に、「187」を「223」に改め、

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「24,052」を「23,545」に、「0.153」を「0.148」に、「602,502,542」を「604,661,352」に、「25,731」を「25,166」に、「375,757,396」を「377,066,703」に、「460,786,825」を「462,414,697」に、「503,301,540」を「505,088,693」に、「701,703,543」を「704,234,011」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,907,312」を「3,235,546」に、「10,849」を「12,686」に改め、同部老人福祉費の項中「63,531」を「63,495」に改め、同部児童福祉費の項中

「14,947,368」や「9,131,493」ひく「1,153,873」や「1,180,368」ひく「361,650」や「384,929」ひく「同款国民健康保険事業助成費の項中「27112」を「2,7357」ひく「1,7112」や「1,7357」ひく「0,0888」や「0,1011」ひく「0,9343」や「0,9257」ひく「28,536」や「29,444」ひく「0,2037」や「0,2372」ひく「0,9256」や「0,9162」ひく「同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0786」や「0,0728」ひく「0,9544」や「0,9559」ひく「0,0634」や「0,0589」ひく「0,9972」や「0,9981」ひく「同部衛生費の項中「32,559」や「40,957」ひく「22,054,450」や「519,074」ひく「8,121」や

「8,570」ひく「同部清掃費の款収集作業費の項中「4,690」や「4,944」ひく「同款収集車両費の項中「32」や「31」ひく「1,452」や「1,437」ひく「同款処理処分費の項中「3,251」や「2,704」ひく「同部経済労働費の款生活経済費の項中「50,738,170」や「51,526,290」ひく「288」や「354」ひく「同部産業経済費の項中「24,380,158」や「18,491,717」ひく「55,782」や「57,478」ひく「71,378」や「168,795」ひく「同部土木費の款建築公費費の項中「1,801」や「1,845」ひく「2,621」や「2,792」ひく「同部道路橋りょう費の項中「7,826,480」や「7,856,788」ひく「9,761,890」や「9,815,958」ひく

「11,723,340」や「11,813,148」ひく「A×150」や「A×127」ひく「同部教育費の款小学校費の項中「0,0728」や「0,0504」ひく「0,1896」や「0,1960」ひく「0,2255」や「0,2467」ひく「0,5121」や「0,5069」ひく「105,867,528」や「58,083,546」ひく「141,948,948」や「70,586,057」ひく「87,476,677」や「85,809,989」ひく「B 当該年度の前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数」のト」

ひく「(ただし、在学児童を有しない学校を除く。)」や加へ「同款中学校費の項中「0,0216」や「0,0223」ひく「0,1260」や「0,1293」ひく「0,2447」や「0,2480」ひく「0,6077」や「0,6004」ひく「B 当該年度の前年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校及び中等教育学校の学校数」のト」ひく「(ただし、在学児童を有しない学校を除く。)」や加へ「同款他の教育費の項中「0,792」や「0,784」ひく「0,208」や「0,216」ひく「1,153」や「1,144」ひく「1,306」や「1,288」ひく「1,459」や「1,432」ひく「1,612」や「1,576」ひく「1,765」や「1,720」ひく「1,918」や「1,864」ひく「同部その他諸費の項中「8,622」や「8,532」ひく「同表投資的経費の部議会総務費の項中「1,046」や「1,052」ひく「1,020」や「1,022」ひく

「同部民生費の款社会福祉費の項中「1,046」や「1,052」ひく「1,020」や「1,022」ひく「同款老人福祉費の項中「1,043」や「1,049」ひく「1,018」や「1,021」ひく「4,976」や「6,502」ひく「同款児童福祉費の項中「1,045」や「1,051」ひく「1,019」や「1,022」ひく「同部衛生費の項中「1,046」や「1,052」ひく「1,020」や「1,022」ひく「388」や「525」ひく「同部清掃費の項中「223」や「227」ひく「B 当該年度の4月1日現在における資源化施設の整備費として知事が算定した額」や「B 当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額」ひく

「補正Ⅲの算式

$$\frac{A \times 223}{B} + 1$$
 算式の符号
 A 測定単位の数値
 B 当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額
 や加へ「同部土木費の款」

「同部整備費の項中「304」や「309」ひく「鉄道駅エレベーター等整備事業」のト」ひく「、ホーム橋等整備促進事業」や加へ「同部道路橋りょう費の項中「187」や「223」ひく「同款公園費の項中「0,844」や「0,902」ひく「0,156」や「0,098」ひく「同部教育費の款小学校費の項中「0,2866」や「0,2980」ひく「0,7134」や「0,7020」ひく「218,600」や「222,700」ひく「39,977,000」や「40,737,000」ひく「82,537,000」や「141,128,000」ひく「34,182,000」や「66,352,000」ひく「15,200」や「15,500」ひく「25,200」や「25,700」ひく「901,000」や「918,000」ひく「146,100」や「160,000」ひく「302,292,000」や「308,002,500」ひく「206,185,500」や「226,476,000」ひく「65,275,000」や「66,525,000」ひく「34,825,000」や「38,250,000」ひく「8,150,000」や「8,300,000」ひく「×54,290,000 + O×11,336,000 - O×1,561,000 + P」や加へ「80,568,132」や「108,654,962」ひく「N 知事が算定した大規模改修時に給食室をドラ」
 イシステム化した学校数」や「N 知事が算定した元利償還金相当額」ひく
 「O 知事が算定した改築時に給食室をドラ
 イシステム化した学校数」や加へ「37,962,400」

「 P 知事が算定した元利償還金相当額 」

「 26,567,800 」 「 76,647,000 」 「 131,664,000 」 「 28,485,000 」 「 55,328,000 」 「 381,57,000 」 「 38,882,000 」 「 156,495,200 」 「 159,491,500 」 「 106,741,300 」 「 117,245,600 」 「 239,400 」 「 243,900 」 「 52,220,000 」 「 53,220,000 」 「 27,860,000 」 「 30,600,000 」 「 6,520,000 」 「 6,640,000 」 「 50,891,000 + P × 17,313,000 - P × 2,146,000 + Q 」 「 O 知事が算定した大規模改修時に給食室をドラシステム化した学校数 (養護学園の数を含む。) 」 「 O 知事が算定した元利償還金相当額 」

「 P 知事が算定した改築時に給食室をドラシステム化した学校数 (養護学園の数を含む。) 」
「 Q 知事が算定した元利償還金相当額 」

を削り、同款中学校費の

「 0,2885 」 「 0,3018 」 「 0,7115 」 「 0,6982 」 「 218,600 」 「 222,700 」 「 51,119,000 」 「 52,090,000 」 「 76,647,000 」 「 131,664,000 」 「 28,485,000 」 「 55,328,000 」 「 15,200 」 「 15,500 」 「 25,200 」 「 25,700 」 「 901,000 」 「 918,000 」 「 146,100 」 「 160,000 」 「 283,134,400 」 「 288,483,000 」 「 193,118,600 」 「 212,123,200 」 「 78,330,000 」 「 79,830,000 」 「 41,790,000 」 「 45,900,000 」 「 9,780,000 」 「 9,960,000 」 「 50,891,000 + O × 17,313,000 - O × 2,146,000 + P 」 「 87,942,172 」 「 117,844,156 」 「 N 知事が算定した大規模改修時に給食室をドラシステム化した学校数 」 「 N 知事が算定した元利償還金相当額 」

「 O 知事が算定した改築時に給食室をドラシステム化した学校数 」
「 P 知事が算定した元利償還金相当額 」

を削り、 「 248,800 」 を

「 253,500 」 「 101,700 」 「 111,700 」 「 1/2 」 「 1/3 」 「 104,960,000 」 「 106,960,000 」 「 40,680,000 」 「 44,680,000 」 「 87,942,172 」 「 117,844,156 」 に改め、同款その他の教育費の項中 「 0,616 」 「 0,614 」 「 0,384 」 「 0,386 」 「

「 373 」 「 542 」 「 198,323,149 」 「 154,258,000 」 「 215 」 「 219 」 「 113 」 「 115 」 「 896 」 「 1,195 」 「 302,670,469 」 「 238,845,500 」 に改め

別表第四中 「 1,045,860,232 」 「 1,051,777,471 」 「 1,006,1315 」 「 1,023,890,93 」 「 0,927,800,25 」 「 0,910,524,77 」 「 0,981,829 」 「 0,829,313,9 」 「 1,859,679,94 」 「 2,000,875,03 」 「 2,050,025 」 「 1,407,933,7 」 「 67,979,417 」 「 67,979,417,3 」 「 82,997,331 」 「 82,997,331,6 」 「 1,1085 」 「 1,01517 」 「 0,549,998 」 「 0,523,846,7 」 「 0,971,904,8 」 「 0,986,937,8 」 「 0,910,044,2 」 「 0,965,985,8 」 「 0,994,209 」 「 1,037,909 」 「 1,046,789,2 」 「 1,088,092,86 」 に改め。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、平成二十七年の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第五百五十六号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成二十六年東京都規則第三百十号) の一部を次のように改正する。

附則第三項中 「平成二十七年」の下に「及び平成二十八年」を加える。

附則第四項中 「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、

「 (16B + 5 D) / (16C + 5 E) 」 を
「 (14B + 5 D) / (14C + 5 E) 」 に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成二十七年都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

告示

●東京都告示第千二百四十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者

指定理由

四一九六 雑誌

眠り男と恋男
五七七〇一―一五
リブレ出版株式会社

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四一九七 同右

DAITO COMI
CS TLシリーズ
敏感領域（叔父と姪の
ナイショ関係）
五五九五―四八
株式会社秋水社

同右

四一九八 同右

主婦の友生活シリーズ
わたしの健康DX2
六一五五―一四八
株式会社主婦の友社

同右

●東京都告示第千二百四十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八條第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年三月十八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目の各地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目二番六号

平成二十三年三月十八日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年八月十四日

●東京都告示第千二百四十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八條第一項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年三月八日から平成二十八年十二月三十一日まで

三 施行地区

大田区蒲田四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

大田区蒲田四丁目十六番二号

平成二十三年三月八日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年八月十四日

●東京都告示第千二百四十三号

昭和六十三年東京都告示第五百十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

港区港南一丁目六番五、同番十五、同 平成二十七年七月二十四、同番二十五及び同番三十 月二十一日

●東京都告示第千二百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

杉並区方南二丁目四百五十九番一、平成二十七年七月十四日六十番一、同番二及び同番三の 月二十二日 一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年 東久留米市幸 延長

第一項第五号 年七月二十 町二丁目十二 二・〇四

の規定による 八日 十九番二の一 幅員 四・〇〇

道路 部

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 片倉 慎一 台東区浅草五丁目 平成二十七年六月三十日
片倉 七番四号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほおずきの会

三 代表者の氏名

柳沼 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
東京都台東区日本堤一丁目三十二番三号

この法人は、主に心身障害児・者に対して、相互扶助の視点に立ち、心身障害児・者の生活能力の向上、地域生活における自立生活の支援に関する事業を行い、もって社会生活の利益の増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
認定NPO法人ヒマラヤ保全協会

三 代表者の氏名
渡邊 敏雄

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区代々木三丁目五番七―四〇三号

五 定款に記載された目的

1. ヒマラヤ地域において、自然と文化が一体となった「風土」の独自性に基づいた地域の人々を主体とした開発を支援する。

2. 前項の精神に共感する人々が、主体的に参画することとで、学び合い成長できる場を作り出し、豊かで公正な地球市民社会のあり方を探究し提案する。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により小山片所土地区画整理組合理事長

萩原義久から次に掲げる者が平成二十七年七月八日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
平成二十七年八月十四日

氏名 住所
東京都知事 舛 添 要 一

萩原 義久 町田市小山町千七百七十六番地
萩原 秋義 同 所千二百九十八番地
保木 久仁彦 品川区西大井二丁目十七番十三号
萩原 稔弘 目黒区八雲五丁目十二番一号
岸 智恵子 町田市小山町二千三百六十九番地

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十七年八月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市下里七丁目四百六十四番二、同番四から同番六まで、同番九、同番十、同番十五、同番十六及び四百六十五番一
小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
小平市中島町三十八番六、同番七及び同番十九

武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

東村山市青葉町二丁目三十七番四及び同番五の各一部
武蔵野市境二丁目二番二番
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市深大寺南町五丁目三十三番五及び三十七番七
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
平成二十七年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 マルエツ町屋店
二 店舗所在地 荒川区町屋六丁目三十二番二十一号
三 設置者名 JA三井リース株式会社
四 設置者住所 品川区東五反田二丁目十番二号
五 変更前の設置者の 安田 義則

代表者名

六 変更後の設置者の代表者名 高橋 則広

七 変更日 平成二十七年六月二十五日

八 届出日 平成二十七年七月二十二日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成二十七年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月十四日から四日以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年八月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 日本電波塔ビル

二 店舗所在地 港区芝公園四丁目二番八号

三 設置者名 日本電波塔株式会社

四 設置者住所 港区芝公園四丁目二番八号

五 変更前の閉店時刻 午後十時。ただし、年間十日に限り一部店舗のみ午後十一時

六 変更後の閉店時刻 午後十一時

七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで。ただし、年間一日に限り午前五時から午後十時までほか

八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで。ただし、年間一日に限り午前五時から午後十一時までほか

九 変更日 平成二十七年七月十八日

十 届出日 平成二十七年七月九日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十七年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年8月14日

東京都収用委員会 会長 池 田 眞 朗

1 起業者の名称 世田谷区

2 事業の種類 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年7月31日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	
東京都世田谷区北沢二丁目	981番4	宅地	192.99 m ²	197.02 m ²	197.02 m ²	高橋清武 (持分1000分の87)	山梨県甲斐市岩森770番地21	高橋清武	山梨県甲斐市岩森770番地21	共有持分に基づく独占利用権
						三塚勝仁 (持分1000分の236)	東京都世田谷区代田六丁目29番8号	三塚勝仁	東京都世田谷区代田六丁目29番8号	共有持分に基づく独占利用権
						旭文子 (持分1000分の94)	東京都世田谷区松原五丁目7番11号第2松直ビル310	有限会社起福屋	東京都世田谷区代田六丁目29番8号	土地の転借用貸借による権利
						長沼洋子 (持分1000分の60)	東京都世田谷区代田一丁目29番11号	旭文子	東京都世田谷区松原五丁目7番11号第2松直ビル310	共有持分に基づく独占利用権
						小田急電鉄株式会社 (持分1000分の334)	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号	阿住清耳	住所不明 ただし、登記簿上の住所 東京都杉並区高円寺五丁目860番地	土地の使用貸借による権利
						旭弘 法定相続人 旭絢子 (法定相続分1000分の35) 旭俊行 (法定相続分1000分の35)	東京都世田谷区玉川一丁目9番5-510号 埼玉県川越市大字野田1297番地1 (川越シテイハイッ 109号室)	長沼洋子 小田急電鉄株式会社	東京都世田谷区代々木二丁目28番12号	共有持分に基づく独占利用権

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
						吉川淑子 (持分4000分の238) 池田裕子 (持分4000分の238)	東京都大田区南馬込三丁目12番17号 千葉県柏市松葉町一丁目12番地19棟3号	旭絢子 (準共有持分2分の1) 旭俊行 (準共有持分2分の1)	東京都世田谷区玉川一丁目9番5-510号 埼玉県川越市大宇野田1297番地1 (川越シテイハイッツ109号室) 東京都大田区南馬込三丁目12番17号 千葉県柏市松葉町一丁目12番地19棟3号 東京都町田市つくし野一丁目12番地13号	共有持分に基づく独占利用権 共有持分に基づく独占利用権 共有持分に基づく独占利用権	
								昭和金融 金庫	東京都世田谷区北沢一丁目38番14号	根抵当権 昭和56年8月5日受付 第31376号	

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を
 次のとおり指定した。

平成二十七年八月十四日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号	商号	代表者	住所	指定年 月日
------	----	-----	----	-----------

九一五八	有 限 会 社 大 藤 設 備	高橋 ユミ	千葉県船橋市習志野台五丁目二十八番八号	平成二十七年六月二十四日
------	--------------------------------------	-------	---------------------	--------------

九一五九	早川建設株式会社	早川 政男	江戸川区東小岩二丁目十六番十号	同日
------	----------	-------	-----------------	----

九一六〇	有 限 会 社 新 生 ア ル フ ア	菅野 英樹	神奈川県横浜浜市保土ヶ谷区西谷町六百九十五番地二ユナイト西谷ロンバルディアの杜一〇一号	同日
------	--	-------	---	----

九一六一	株 式 会 社 共 進 開 発	篠田 正子	町田市函師町千六百三十九番地一	同日
------	--------------------------------------	-------	-----------------	----

九一六二	株 式 会 社 坂 井 住 設	坂井 真二	埼玉県児玉郡美里町大字白石千四百五十二番地十六	同日
------	--------------------------------------	-------	-------------------------	----

九一六三	株 式 会 社 ノ リ コ ー	坂本 範行	神奈川県綾瀬市寺尾本	同日
------	--------------------------------------	-------	------------	----

サービス	町一丁目十七番六十二号	同日
------	-------------	----

九一六四	オ ー タ ス	奥津 健司	板橋区赤塚二丁目二十九番十五号	同日
------	------------------	-------	-----------------	----

九一六五	テ ィ ー エ ィ ・ パ イ プ ラ ィ ン	瀬戸 豊貴	大田区池上五丁目二十五番三号	同日
------	--	-------	----------------	----

九一六六	株 式 会 社 手 塚 工 業	手塚 正人	足立区入谷三丁目十四番二十号	同日
------	--------------------------------------	-------	----------------	----

九一六七	株 式 会 社 s u n r e a l i v e	小滝 将史	神奈川県横浜浜市青葉区鉄町千八百八十五番地	同日
------	--	-------	-----------------------	----

九一六八	株 式 会 社 総 栄	上原 総栄	神奈川県茅ヶ崎市堤二千九百七番地四	同日
------	----------------------------	-------	-------------------	----

九一六九	有 限 会 社 島 貫 設 備	島貫 政彦	墨田区本所一丁目三番十一号六〇一	同日
------	--------------------------------------	-------	------------------	----

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年八月十四日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

五〇七一	倉前産業株式会社	魚住 泰之	新宿区新宿二丁目二番七号	平成二十七年十月一日
------	----------	-------	--------------	------------

五〇二八	東京器工株式会社	綿貫 裕之	台東区松が谷一丁目三番三号	平成二十七年三月三十一日
------	----------	-------	---------------	--------------

五九六	新井工業所	新井 春男	台東区西浅草二丁目二十番十一号	同年五月二十六日
-----	-------	-------	-----------------	----------

三三二四	林設備工業	林 松造	江戸川区中葛西一丁目三十五番十六号	同月二十八日
------	-------	------	-------------------	--------

五一八一	太陽工業株式会社	保科 崇光	千葉県松戸市南花島三丁目五十四番十三号	同月三十日
------	----------	-------	---------------------	-------

九一〇	有 限 会 社 石 井 水 道 工 業 所	諸井 文夫	葛飾区亀有三丁目三十八番二号	同日
-----	---	-------	----------------	----

一八九五	有 限 会 社 中 村 設 備 工 業 所	中村 正一	世田谷区野毛二丁目二番八号	同日
------	---	-------	---------------	----

一一七八	有 限 会 社 酒 井 工 業 所	酒井 昭三	杉並区荻窪一丁目五十一番四号	平成二十七年六月一日
------	---	-------	----------------	------------

二七九一	洪 谷 設 備 工 業	洪谷 桂己	清瀬市下清戸四丁目七百九十番地	同月十五日
------	----------------------------	-------	-----------------	-------

六三四七	マ ツ ヨ シ 工 業 株 式 会 社	藤田 由松	江戸川区平井二丁目十五番二十五号	同日
------	--	-------	------------------	----

四一六一	有 限 会 社 空 衛 設 備 工 業	武藤 信義	豊島区南長崎三丁目十八番十四号	平成二十七年六月十八日
------	--	-------	-----------------	-------------

三 四 一 五	有 限 会 社	井 上	光 由	文 京 区 千 石	同 月 二 十
井 上 設 備 工 業				四 丁 目 四 十 二 番 十 二 号	三 日
五 三 〇 八	島 貫 設 備	島 貫	恕	足 立 区 西 加 平 二 丁 目 七 番 六 号	同 日
六 〇 三 四	ノ リ コ ー サ ー ビ ス	坂 本	範 行	神 奈 川 県 綾 瀬 市 寺 尾 本 町 一 丁 目 十 七 番 六 十 二 号	同 日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

